

地域振興・地域貢献に関する包括協定

株式会社サークルKサンクス（以下「甲」という。）と千葉県（以下「乙」という。）は、千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「千葉県中小企業の振興に関する条例」第7条の規定及び乙が策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、甲乙相互の緊密な連携と協力により、地域振興・地域貢献に取り組むための基本的な事項を定める。

（甲の役割）

第2条 甲の地域振興・地域貢献に関する基本的な方針は、以下に掲げるとおりであり、甲はこの方針の下に、ガイドラインを尊重して千葉県内のサークルKサンクス全店で積極的な地域貢献に努める。

- 地域との連携促進、各種事業への協力・参加に関すること
- 千産千消及びオリジナル商品の販売に関すること
- 地域の農林水産物、加工品、工芸品の販売、活用に関すること
- 少子化対策・子育て支援に関すること
- 観光振興や観光情報に関すること
- 健康増進・食育に関すること
- 高齢者・障がい者支援に関すること
- 地域の雇用拡大・職業意識の醸成に関すること
- 産学官協同研究の取組に関すること
- 子ども・青少年の健全育成に関すること
- 災害対策に関すること
- 環境保全に関すること
- その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること

（乙の役割）

第3条 乙は、甲の前条の取組について、積極的な情報発信、関係機関との調整等を通じ、甲の円滑な地域貢献活動に資するよう努める。

(意見交換)

第4条 前二条の取組を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に意見交換を行う。

(総合窓口)

第5条 この協定に関する総合窓口は、以下のとおりとする。

甲：第二地域本部 運営グループ 千葉・茨城運営部

乙：商工労働部経営支援課商業・大型店室

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議する。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月4日

甲 東京都中央区晴海2-5-24
株式会社 サークルKサンクス
代表取締役社長 中村 元彦

乙 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 堂本 暁子